

## シナプソロジー 普及員規約

本規約は、株式会社ルネサンス（以下「会社」という）が主宰するシナプソロジー普及会に所属する普及員に適用するものとする。

### （名称）

第1条 本普及会は、シナプソロジー普及会（以下「普及会」という）と称する。

### （目的）

第2条 普及会は、株式会社ルネサンスが開発した脳活性化プログラムであるシナプソロジー・メソッド（以下「シナプソロジーメソッド」という）に関する研究の発表、共有及び促進を図り、シナプソロジーメソッドの発展に寄与することを目的とする。

### （事業）

第3条 本普及会は第2条の目的を達成するために、次の事業等を行う。

- （1）シナプソロジーメソッド・プログラムの開発
- （2）シナプソロジーインストラクターの人材育成
- （3）資格認定制度の構築
- （4）シナプソロジーメソッドの学術調査
- （5）シナプソロジーメソッドに関するツールの開発
- （6）セミナー・養成コースの開催及び運営
- （7）ホームページやメール配信での情報発信
- （8）国内外の関連団体との交流

### （事務局）

第4条 事務局は、普及会の事務手続きを司り、会社内（所在地：東京都墨田区両国 2-10-14 両国シティコア）に設置する。

### （普及員認定）

第5条 普及員とは、普及会または普及会が認めた者が主催する普及員養成講座を修了し、かつ所定の登録を完了した者をいう。

### （登録）

第6条 普及員になろうとする者は、本規約に同意し、事務局が別に定める登録料を納入するものとする。

### （登録料の返還）

第7条 普及会に納入された登録料は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(普及員の権利)

第8条 普及員は、以下の権利を有する。

- (1) 限られた種目において、シナプソロジーのプログラムを実施できる。
- (2) 個人のプロフィールに「シナプソロジーの普及員」である旨を表示できる。
- (3) シナプソロジーメソッドに関連するツールを割引価格にて購入できる。

(普及員の義務)

第9条 普及員は、以下の義務を負う。

- (1) 普及員は、本普及会を離れて単独または第三者と共同して、シナプソロジーに関する事業その他の営業を営んではならない。
- (2) 普及員は、第5条に定める登録内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に申し出なければならない。
- (3) 普及員は、第8条に定める権利及び第9条に定める義務を第三者に譲渡してはならない。
- (4) 普及員は、シナプソロジーロゴやデータを使用する場合は、事前に普及会の許可を得なくてはならない。

(退会)

第10条 普及員は、普及会を退会しようとする時は、登録番号・氏名・退会の旨を記載の上、メールにて事務局に連絡しなければならない。

(除名)

第11条 普及員が次の各号の一つに該当した場合は、普及会は当該普及員を除名することができる。

- (1) 普及会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 故意または過失によって、普及会、他の会員その他第三者に対し、損害を与えたとき
- (3) その他上記各号に準ずる行為をしたと普及会が認めたとき

(損害賠償)

第12条 普及員が自己の責めに帰すべき事由により、普及会に損害を与えた場合、当該普及員はその賠償の責めに任ずるものとする。

(規約その他諸規則の改正)

第13条 会社は、いつでも本規約その他普及会の運営に関する事項を改正することができるものとし、本規約の改正にあたっては、会社のホームページにて通知するものとする。

(発効)

第14条 本規約は、2016年7月1日付で改訂する。

(2013年1月1日施行)